



東労基発 0407 第6号
令和2年4月7日

一般社団法人東京都トラック協会 会長 殿

東京労働局労働基準部長



貨物自動車の過積載の防止について

労働基準行政の推進につきまして日頃から御理解、御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

貨物自動車の過積載は、当該貨物自動車の制動性能を低下させる等、貨物自動車の交通事故の原因の一つとなっており、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第151条の66に基づき、最大積載量を超えて使用しないよう、陸運事業者に指導を行うとともに、平成20年4月3日付け基発第0403001号「交通労働災害防止ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、陸運事業者のみならず荷主や元請事業者に対しても、過積載を行わせることのないよう配慮をお願いしているところです。

つきましては、貨物自動車の過積載防止について、春の全国交通安全運動（4月6日～15日）等の際、傘下会員事業者に対して、法令順守の指導の一層の徹底を図るとともに、ガイドラインに示す過積載の防止について周知・指導を図るよう御協力のほどよろしくお願い申し上げます。